

都市公園内における有料スポーツ施設（野球場、運動場、庭球場）

ネーミングライツパートナー企業募集要項

1 ネーミングライツ導入の目的

大阪市建設局の管理する都市公園内における有料スポーツ施設（野球場、運動場、庭球場）を、自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を公園の維持管理に活用することを目的として、愛称の命名権（ネーミングライツ）について、事業の趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業・団体等（以下「パートナー企業」という）を募集します。

2 募集内容

- 大阪市建設局が管理する有料スポーツ施設（以下、「募集対象有料スポーツ施設」という。）のネーミングライツとします。大阪市公園条例に規定する施設名称の変更は行いません。
- 募集対象有料スポーツ施設は、別紙1「募集対象有料スポーツ施設一覧」のとおりとします。
- 各有料スポーツ施設の詳細については別紙2「対象施設概要シート」をご覧ください。
- 応募にあたっては、有料スポーツ施設ごとに申込書を提出することとします。

3 応募資格

- パートナー企業として本市と契約を希望する法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、募集対象有料スポーツ施設ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要となります。
- 大阪市建設局公園施設ネーミングライツ実施要領第4条の各号に定める業種または事業者は応募することできません。

4 契約期間

- 契約期間は令和6年4月1日から3年とします。なお、契約日については、本契約締結までの間に両者の協議により決定します。

5 契約料

（1）募集契約料

- 本募集については、本市が設定する最低契約料（非公表）以上で価格提案のあった最高の価格をもって契約料とします。
- 提案いただく価格については、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。
- なお、パートナー企業には契約料とは別に、6（2）及び（3）に示す愛称表示等に係る諸経費をご負担いただきますのでご注意ください。

（2）契約料の納付

- 契約料は、本市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して納付することを基本とします。

- ただし、契約年度分の納付期限については、本市が請求を行った日から2週間以内を原則とします。

6 愛称及び表示方法

(1) 提案いただく愛称名

- 提案いただく愛称は、企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。(企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能)
- 企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- 契約期間中に愛称を変更することはできません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- 愛称は、正式名称(○○○野球場、○○○運動場、○○○庭球場)の公園名部分(○○○)を含み、「野球場、運動場、庭球場」であることがわかるものとします。
(例:「企業名等+○○○野球場」「企業名等+○○○グラウンド」「企業名等+○○○テニสนาม」等)
- 大阪市建設局公園施設ネーミングライツ実施要領第5条を満たす名称とします。
- 利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。
- 当該有料スポーツ施設の管理に支障をきたさない愛称とします。

不適切なロゴ等デザイン提案の例

- ✓ 一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、有料スポーツ施設の名称に冠するには不適切なもの(意味不明の記号や判読できないマークの羅列など)
- ✓ 他標識等と誤認させるようなデザイン

(2) 有料スポーツ施設への愛称表示

- パートナー企業は、当該有料スポーツ施設に愛称を表示することができます。但し、愛称表示の企画、製作、設置及び撤去等にかかる一切の費用は、パートナー企業に負担いただきます。
- 愛称表示の設置箇所数については1施設につき3か所を上限とします。
- 本市公園施設に添架する場合は、コンクリート製の腰壁部分(内側・外側を問わない)などの壁面とします。(風の影響を受けるフェンスへの設置は不可とします。)

また、独立した工作物を設置する場合は、公園管理上支障とならない地上部とします。
- 愛称の表示は、別紙2「対象施設概要シート」の愛称表示参考例に示す箇所を基本としていますが、これ以外の場所へ設置を希望される場合は、優先交渉権パートナー企業決定後に協議することとします。

設置する場所は、事前に現地をご確認の上、ご応募ください。

- 愛称表示の大きさについて、壁面を利用する場合は横12m×高さ1.8m以内、かつ表示面積が7㎡以下のもものとします。また、独立した工作物を設置する場合は高さ4m以下、愛称表示の大きさは7㎡以下(表裏両面に表示される場合は合計)の地上板とします。

愛称表示及び工作物を設置するに当たっては、都市公園法による設置許可及び占用許可または行為許可が必要となります。なお、この際の手続きにかかる費用や使用料等は、すべてパートナー企業に負担いただきます。

- 愛称表示の素材・表示方法について、壁面部分に取り付ける場合はシートやシールなどの軽量のもを糊等で施設に貼り付けることとします。また、独立した工作物を設置する場合は、構造計算（躯体の耐久性や風荷重等）により安全であることを確かめた上で、樹木の根を傷つけないよう設置するものとします。
- 愛称表示については、公園の景観との調和や、利用者の自由かつ安全な公園使用の妨げとならないように配慮するものとします。
- 表示のうち1つには、次のとおり、事業趣旨の説明も併せて記載してください。
（例：「本名称は大阪市のネーミングライツ事業により、〇〇野球場に命名された愛称です。」等）
- 事前に公園緑化部調整課（企画運営担当）に、設置計画書及び施工図書、構造計算書等施工内容のわかる書類一式（様式問わず）を提出いただき、愛称表示の内容（大きさ等）・設置場所・構造・設置方法等について協議してください。
施工にあたっては、所管公園事務所と立会の上、その指示に従うものとします。
- 建設局の業務上やむを得ない事由が生じた場合、有料スポーツ施設に表示している愛称表示の一時撤去等を行う場合があります。
その際に愛称表示が破損・汚損した場合について、本市は責任を負いません。また、再表示を希望する場合は、本市の同意を得た上で、パートナー企業の費用負担で行っていただきます。

（3）愛称表示の維持管理及び撤去について

- 愛称表示の維持管理については、事前に維持管理計画書（様式問わず）を提出し、これに沿ってパートナー企業に維持管理を実施していただきます。なお、維持管理にかかる費用はパートナー企業の負担となります。
- 独立した工作物を設置する場合、当該工作物の設置に起因して生じた一切の損害について、責任をもって処理していただきます。
- 契約期間の満了の際は、契約期間中にパートナー企業が自らの責任と費用負担により、愛称表示を撤去し、表示前と同様の状態に復旧してください。なお、撤去の際は、所管公園事務所と立会の上、その指示に従うものとします。

（4）その他

- 提案いただいた有料スポーツ施設の愛称表示のデザインの詳細については、11（1）に定める建設局広告等審査委員会において決定します。また、必要に応じて、パートナー企業に対してデザインの再提案を求めますが、提案価格の変更は行いません。
- 大阪府内の自治体のスポーツ施設を利用するためのシステムサービスである「大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム（<http://opas.jp/osakashi/index.html>）」上に愛称を掲示します。ただし、当該サービス中「公共施設予約システム」内の表示については、無償で変更できる時期が限られており、文字数の上限は全角20文字となります。（正式名称の併記等の措置を講じる必要がある場合は、併記の正式名称を含めて上限全角20文字となります。）
契約時に無償変更が不可である場合、契約期間中の次回無償変更時期に愛称を掲示対応します。
当該サービス中「大阪市オーパス施設情報提供サービス」内については、契約後順次愛称を掲示します。

- オープスシステム関連の冊子等（システム利用の手引き等）については、愛称の掲載は行いません。

7 愛称の使用開始時期

令和6年4月1日（月）（予定）

8 申込み方法等

（1）申込み受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年12月8日（金）【必着】まで

ただし、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日等閉庁日は除きます。

（2）申込みに必要な書類

- ① 有料スポーツ施設ネーミングライツ申込書（様式1）
- ② 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの
- ③ ネーミングライツパートナー等概要シート（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 会社概要及び直近3カ年の決算報告書
- ⑥ 役員名簿（様式4）
- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日から3カ月以内のものに限る）
- ⑧ 市税に係る証明書（直近年度分）
- ⑨ 印鑑証明（発行日から3カ月以内のものに限る）

※申込み者とパートナー企業が異なる場合は、パートナー企業についても③～⑧を提出ください。

（3）申込み方法

申込みに必要な書類をそろえて、申込み受付場所に、直接持参するかまたは送付してください。

（送付の場合は、募集期間中に到着したもののみ有効とします。）

※電話、インターネット等による受付は行いません。

（4）申込み受付場所

担当：大阪市建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階

※送付の場合は、封筒の表に「ネーミングライツ申込資料在中」と朱書きしてください。

（5）その他

- ① 申込書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ② 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ③ 本市の指定する期限までに申込み書類に必要事項を記入して提出しなかった場合は、応募資格がない者として、10に示す価格提案を行うことはできません。
- ④ 申込み等に係る費用は申込み者の負担とします。
- ⑤ 申込み書類を提出後に辞退する場合は、すみやかに[様式5]「辞退届」を「8（4）申込み受

付場所」まで持参により提出してください。

9 募集要項に関する質疑書の提出及び回答

(1) 質疑書受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月10日（金）まで

ただし、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日等閉庁日は除きます。

(2) 質疑書の提出方法

- 本市指定様式（様式6）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。
- 電子メールの件名は「有料スポーツ施設ネーミングライツ・質問（法人名）」としてください。
- 送付後、着信確認の電話連絡をいただきますようお願いいたします。

(3) 質疑書提出先

担当：大阪市建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当）

電話：06-6615-6746

電子メール：la0149@city.osaka.lg.jp

(4) 回答方法

- 期限内に提出された質問に対する回答については、令和5年11月24日（金）（予定）に、建設局のホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>）で公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

10 価格提案書の提出及び優先交渉権パートナー企業候補者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和5年12月15日（金） 午後1時30分から午後2時まで

審査：令和5年12月15日（金） 午後2時から

(2) 価格提案書の提出場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

入札室（予定）

※申込み状況によって、変更する可能性があります。その際には、申込みのあった全ての企業等に書面または電話で前日までに連絡いたします。

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 価格提案書（様式7）
- ② 委任状（様式8）
- ③ 実印（委任状に押印した代理人の印鑑）

※代理人により応募する場合は、②及び③を合わせて持参してください。

(4) 価格提案書の投函方法

- 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、封筒等には入れず四つ折

りにし、入札箱に投函してください。

- 応募は、代理人が行うことができますが、その際には、委任状を価格提案審査当日に受付で提出してください。

(5) 価格提案書における提案価格（提案契約料）の表示

提案価格は、1年間分の契約料（税抜金額）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函された価格提案書は書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

- 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募資格者立ち会いのもとで行います。
- 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、本市が指定したもの（当該価格審査事務に関係のない本市職員）を立ち合わせます。
- 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査に出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

投函された価格提案書のうち、次のいずれかに該当するものは無効とします。

- ① 本市が設定する最低契約料（非公表）を下回る価格によるもの
- ② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの
- ⑥ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
- ⑦ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- ⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの
- ⑨ 提案価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑪ 価格提案に関し、不正な行為を行った者がしたもの
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 優先交渉権パートナー企業候補者の決定

- 本市が設定する最低契約料（非公表）以上の契約料を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を優先交渉権パートナー企業候補者として決定します。また、本市が必要と認める場合には、価格提案が有効であり、かつ金額が高い順に企業候補者の順位を選定します。
- 価格提案審査の結果、最低契約料以上の契約料を提示した者がいないときは、再度価格提案書の受付を直ちに行います。なお、回数については基本1回とし、その方法については、その都度

本市から指示します。

(10) くじによる優先交渉権パートナー企業候補者の決定

- 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより優先交渉権パートナー企業候補者及び次点企業を決定します。
- 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者にかわってくじを引き、優先交渉権パートナー企業候補者及び次点企業を決定します。

(11) 価格提案審査結果の公表

- 優先交渉権パートナー企業候補者を決定したときは、その事業者名及び決定価格を、優先交渉権パートナー企業候補者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。
- また、優先交渉権パートナー企業候補者決定後の問い合わせに対しては、優先交渉権パートナー企業候補者名及び決定価格を回答するとともに、ホームページに優先交渉権パートナー企業候補者名及び決定価格並びにすべての応募資格者名及び提案価格を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

- 不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

1 1 優先交渉権パートナー企業の決定

(1) 選定方法・選定基準等

- 10（9）で決定した優先交渉権パートナー企業候補者について、審査基準に基づき応募資格・提案内容等の審査（以下「審査」という。）を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。
- なお、必要に応じて審査基準による審査以外に建設局広告等審査委員会の審査により、優先交渉権パートナー企業を決定する場合があります。
- 審査基準に基づく審査及び建設局広告等審査委員会の審査により、優先交渉権パートナー企業候補者が優先交渉権パートナー企業とならない場合があります。また、優先交渉権パートナー企業候補者の決定が取り消された場合は、10（9）で選定した企業候補の順に優先交渉権パートナー企業候補者を選定します。

(2) 選定結果の通知及び公表

- 選定結果は、優先交渉権パートナー企業候補者に対して文書で通知します。また、決定された優先交渉権パートナー企業については、本市の広報媒体を通じて公表します。

1 2 優先交渉権パートナー企業の決定から契約まで

- 優先交渉権パートナー企業と本市は、契約に向けて協議を行います。なお、優先交渉権パートナー企業決定日の翌日から起算して20日（本市における執務の休日を除く。）以内に協議が整わない場合は、優先交渉権パートナー企業としての資格を失います。

- 優先交渉権パートナー企業に選定された者に不適切な事由が認められたときは、本市の判断で優先交渉権パートナー企業としての資格を失わせることができます。
- 優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合には、10（9）で選定した企業候補の順に優先交渉権パートナー企業候補者を選定します。
- 優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合、本市は賠償責任を負いません。

1.3 その他

- 募集開始日以降、本募集に関して、申込み（予定を含む）者からの選定に関わる本市職員と接触することを禁じます。ただし、申込書の提出等、要項上当然に認められる行為を除きます。
- 愛称表示等にかかる一切の作業（設置及び維持管理、撤去含む）及びその経費は全てパートナー企業の負担とします。
- 募集対象有料スポーツ施設について、施設の補修工事等を実施する場合があります。その際に、愛称表示に影響を及ぼすことがありますが、提案金額及び契約料の変更は行いません。また、損害賠償等を行いません。
- 本市では、募集対象有料スポーツ施設を有する公園において、今回のネーミングライツ以外に、広告事業の実施や各種公園施設の新設等を行う場合があります。この場合、当該公園の現状変更に伴う提案金額及び契約料の変更は行わないものとし、またパートナー企業の損害に対して本市は賠償しません。
- 本市の施策上、やむを得ない事由が生じた場合は、契約期間中であっても本市はパートナー企業に対し、ネーミングライツの付与を撤回できることとします。
- 当ネーミングライツ事業は、得られた収入を公園の維持管理に活用することを目的としておりますが、パートナー企業からの特定の公園に対する個別の要望にはお応えいたしかねますので、予めご了承の上、ご応募ください。

1.4 担当・問合せ先

担当：大阪市建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当）

電話：06-6615-6746

電子メール：la0149@city.osaka.lg.jp

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATビルITM棟4階